

情報倫理に関する意識と法制度上の問題点

近藤 佐保子†

IZB00670@nifty.ne.jp

† 明治大学政治経済学部
〒101-8301 千代田区神田駿河台 1 番地

南雲 浩二‡

nagumo@ics.saitama-u.ac.jp

‡ 埼玉大学工学部情報システム工学科
〒338-0825 浦和市下大久保 255 番地

あ ら ま し

情報倫理に関する法制度上の問題点について検討する。すなわち、無体財産権・情報の不正入手・名誉毀損・ポルノグラフィーなどの問題に触れ、人権保障との関係で、拡張解釈や立法による規制の必要性と是非を考察する。

キーワード 情報倫理、法制度、無体財産権、情報の不正入手

Some Problems on Information Ethics and Legal Systems

Sahoko KONDO †

IZB00670@nifty.ne.jp

Koji NAGUMO ‡

nagumo@ics.saitama-u.ac.jp

† Faculty of Political Science and Economics, Meiji Univ.
1 Kanda-Surugadai, Chiyoda, Tokyo, Code 101, JAPAN.

‡ Dept. of Information and Computer Sciences, Saitama Univ.
255 Shimo-Okubo, Urawa, Saitama, Code 338-0825, JAPAN.

Abstract

Some problems of legal systems concerning information ethics are discussed. In particular, we will examine the need for both a wider interpretation of existing statutes and also new legislation which may be incompatible with human rights in such areas as intellectual property rights, illegal acquisition of information, defamation and pornography.

information ethics, legal systems, intellectual property rights, illegal acquisition of information

はじめに

個人がホームページを持ち、電子メールを利用するのが日常のこととなった。ホームページへの不適切な掲載内容によるプライバシーの侵害、コンテンツの無断使用による著作権侵害、さらには、クラッキングツールを用いてパスワードの解析を行ない、それらを配布するといった、不正アクセスとそれを助長する行為など、明らかに不正と言い得る行為が、筆者の身边でも珍しくなくなってきた。

計算機ネットワークのユーザが、そろって特別、非常識なわけではないにもかかわらず、いかにも非常識と言われる問題が多発するのは何故か。ユーザの意識が行為となって現れる過程において一般社会との違いはどこから生じてくるのか。

こうした混乱は、計算機ネットワークの持つ機能と影響力に対して、ユーザの意識がアンバランスであることから生ずる。

つまり、サイバースペースで「ID」としてのみ認識される「顔を失った人間」には、ネットワーク上での行為の結果が、現実の自己にすべて帰属されるという意識が希薄である。

行為者は日常生活とは異なり、たいした罪の意識もなく、規範的障害を軽々と乗り越える。

ところが、計算機、ネットワークのもつ潜在力は予想以上に大きい。行為者によって一度、蒔かれた種は、もはや行為者自身にも阻止できない甚大で広範囲な被害をもたらす。

こうした現実を考えると、システム管理者にとっては、使用者がどのような意識を持って行動しているのかを把握し、実効性のある対策を実現するのは緊急の課題である。

以下にユーザの意識を分析し、且つ、法的視点からこれを概観する。

1. 法的問題点の所在

急増するコンピュータ犯罪、とくにネットワーク犯罪に法制度が追いついていないのは事実である。なぜ法を改正しないのか、それは法曹実務家の不勉強ではないかと指摘する声もある。

しかし、ここには法が本質的に抱えている根本的な問題が内在する。それは「法的安定性」を保ち人権を保障するという法の大切な機能が、具体的な正義の実現と対立するという点である。

もし、法が朝令暮改であれば、人は安心して生活できない。その時の社会に適合した正義の実現が、この法的安定性ないし人権保障の観点と常に天秤に掛けられる。法が予期していなかった新しい事態が起こると、まずは立法的解決ではなく、既存の法規の解釈によって何とかこれをカバーしようという試みがなされる。

しかし、これではどうしても対応できないという場合に初めて法を改正するという立法的解決が取られるのである。今日のコンピュータ犯罪もまさにその例である。

日本では多発し始めたコンピュータ犯罪に対処すべく、1980年代後半に著作権法と刑法が相次いで改正された。しかし、現在も情報に関する法の整備は決して十分ではない。

ところで、「情報倫理」という用語のもとにコンピュータ犯罪に対する法的措置が論じられる場合が多い。しかし、法と倫理は別物である。すなわち、数ある行為規範のうち国家の強制力を伴って義務づけが行われるものが法である。コンピュータ犯罪のように新しく起きてきた社会的に不適切な行為の場合、倫理的に好ましくないことはわかっていてもこれを法的レベルに格上げするのか、すなわち国家の強制力を伴って禁止できるのか、法改正などによっても禁止すべきなのかが問題となる。

情報に関し、昨今、法的レベルへの格上げが問題となっている事例について以下に現状と問題点を整理する。

2. 無体財産権

2.1 無体財産権の必要性

民法では、物とは「有体物」とであると定められている。財産権の対象になるのは有体物であり、それ以外は請求権たる債権の対象にしかならない。

「物権」と「債権」を峻別する法体系下で無体財産権を認めると言うことは、大変重要な意義を持つことであった。

周知のように人間の知的創造物のうち価値を持つものは、知的財産権・無体財産権の対象として、その価値が保護される。無体財産権のうち「産業目的」に寄与するものが工業所有権であり、「文化目的」に寄与するものが著作権である。

著作権の中で著作者自身の財産的利益を保護す

るものが著作財産権であるが、その主な内容である複製権の例外をなすのが「引用」と「私的使用」である。

なお、日本は著作権に関する「無方式主義」を採用するベルヌ条約に加盟しているため、何らの登録手続きを待たずして著作物には自動的に著作権が発生する。

1985年、1986年の著作権法の改正により、我が国ではデータベースとプログラムに関する規定が新設された。すなわち、データベースは改正前から編集著作物としての保護が可能であったが、著作権法を改正して著作権法による保護を明文化した。

プログラムは従来の著作権法では保護できなかったため著作権法を改正して著作権法で保護できるようにした。また、半導体チップは工業所有権法でも著作権法でも保護できない中間形態なので、特別法である「半導体集積回路の回路配置に関する法律」(いわゆる半導体チップ法)により別個に保護される。

インターネットの普及に伴い、一部の知的創造活動を行う職業に従事する者にしか関連の無かった著作権侵害の問題が万人に関係するところとなった。ホームページからの情報発信などを通じ、誰でも容易に著作権者となり得るからである。

2.2 インターネットと著作権

インターネットと著作権に関しては以下のような問題がある。

1. パソコン通信やインターネットへデータを送信することは著作権上の「複製」に当たるか。これは、複製に当たると考えなければならない。
2. パソコン通信やインターネットを通じて顔も知らない人との間で新しい人間関係が広範囲に形成されていくため「私的使用」の範囲が問題となる。これについては電子メールで頻繁にやりとりしているなど何らかの客観的関係が必要と解される。
3. インターネットで「引用」はどの範囲で認められるか。「引用」についての「主従関係」と「目的の正当性」の基準に照らして判断するしかないが、長めの引用をする場合にはできる限り著作権者に引用の許可を得ることが望ましい。
4. ホームページの出所の明示に関しては、まず題名については、ホームページのタイトルが表

記されている場合にはそれを明示し、タイトルがなければURLを記載することが必要である。

著作者名については、実名又はハンドルネームがある場合にはそれを示す必要がある。そのような表示が一切ない場合には「無名の著作物」となり、著作者名を示す必要はない。

5. リンクを張ることは著作権法上問題があるだろうか。リンクを張ることは、複製ではないので、著作権法上の複製権に関する問題は無い。自分のホームページに無断でリンクが張られても、文句を言えないことになるが、リンクの拒絶権を認めるといった方向ではなく、リンクを張る際には、リンク先の著作者にできる限り許可を得ることを習慣として確立すべきである。
6. 著作権法上、時事報道は単なる事実の伝達にすぎないので、著作物に該当しないとされる。しかし、「誰が書いても同じ事実の伝達であるから著作権が無い」とされる新聞の報道記事は全体のごく一部である。実質的には、著作権の侵害がないと思われるようなケースでも、新聞社側は、記事の使用について内規により使用許諾の申請書を出させて使用料を徴収しているのが通常である。「知る権利」の保障からは、報道機関側とユーザ側がともに納得できるルールづくりが急がれる。
7. CDの曲をホームページに登録し自由にダウンロードする場合には、作詞・作曲の複製権と公衆送信権および、レコード会社・実演家の著作隣接権が問題となる。作詞家・作曲科(著作者または音楽出版社が会員になっていればJASRAC)さらにレコード製作会社と実演家の許可が必要である。また、ジャケットのデザインについても制作したレコード会社に著作権が成立しているので、掲載には許可が必要である。

その他、ソフトウェアと著作権、インターネットと肖像権などにも、多くの問題を抱えているが、これについては、他の機会に譲ることにする。

2.3 著作権に関する国際的調整

ネットワーク社会が発達するにつれ、情報に国家の壁は事実上なくなった。それに伴い、著作権による保護も、いままで以上の国際的な調整が不可欠になってきた。

知的所有権の問題を扱う専門的な機構としては、

国連の専門機関であるWIPO（世界知的著作権機関）が存在している。しかし、著作権について、国際的調整を行おうとすると、早く先進諸国の文化を吸収し、追いつこうとする途上国と、これを容認し得ない先進国との対立が支障となる。

こうした図式の中で、知的著作権の国際的調整は大変難しい要素をもっている。

3. コンピュータ犯罪と刑法

今日、インターネットの発展に伴いネットワークを利用した犯罪が急増してきた。

ネットワークは(1)匿名性、(2)不特定多数性、(3)時間的・地理的無限性、(4)場所の不要性、(5)無痕跡性という特徴を持つと言われる。それが規制の難しさを生み犯罪の温床になる所以でもある。

刑法もまた、こうした事態に手つかずで来たわけではない。少し遡ると、刑法では従来の規定に生じた隙間を埋めるため1987年に一部改正が行われた。この改正により、文書偽造、業務妨害、詐欺が電磁的記録に関しては成立し得ないという問題が立法的に解決された。

しかし、この改正では、諸般の事情から刑法上の手当が見送られ、その対処が課題として残されてしまったものもある。その最大の問題が次に挙げる不正アクセスと情報の不正入手である。

3.1 不正アクセスと情報の不正入手

不正アクセスについては、現在、警察庁・郵政省、通産省の3省庁の共管による、不正アクセス禁止法の立法化が進められている。不正アクセス、および、それを助長する行為が、刑罰をもって禁止されることになる。

しかし、これに対しては、十分に検討されないままの時期早尚な立法化であるといった、日弁連を中心とした批判の声も高い。何らかの規制が必要なことは事実であるが、運用の段階で、適正に機能するよう見守っていくことが必要である。

また、不正入手については通説判例によると、現行刑法上、領得罪（窃盗罪・横領罪）での処罰はできない。刑法でも領得罪の対象となる財物は、民法と同じ「有体物」が、もう少し広くとらえて「物理的に管理可能なもの」と解するが、情報までをその範囲に含めてはいない。

領得罪で保護できるものは、少なくとも一次的

には「物」である「媒体」に過ぎない。媒体に化体されて入手され無い限り、情報を保護することはできないのである。

なお、場合によっては背任罪による処罰が可能である。背任罪は財物の領得を要件としない。しかし逆に信任関係を要する身分犯であるため、不正入手のすべてをカバーするものではない。

ただ、情報の不正入手には内部犯行が大変多く、実に8割近くが関係者によるともいわれる。そこで、信任関係を基礎に背任罪で対処するケースも実際には存在する。しかし、こうした信任関係が認められない以上、刑法による処罰は不可能であり、著作権法（処罰規定がある）、不正競争防止法の範囲で規制するしかない。

刑法は、予測し得なかった不動産の侵奪には条文を新設し、電気窃盗にはみなし規定で対処してきた。「無体財産の不正入手」を対象とした何らかの立法的解決の望まれるところである。

次に、ウイルスについて触れておくと、コンピュータウイルスを配布する行為自体は処罰の対象となし得ない。それが電磁的記録の破壊をもたらし、業務の妨害などの構成要件化された何らかの結果を発生したとき、その範囲で問題となるに過ぎない。これについても、ウイルスの作成、配布自体を構成要件とする立法が望まれる。

3.2 名誉毀損・侮辱

3.2.1 インターネットと名誉毀損

人は誰にでも「個人の尊厳」があり、他人から社会的評価を傷つけられない権利を有している。

刑法では「公然と事実の摘示」をすることによって他人の社会的評価を低下させた場合、名誉毀損罪が成立し、また事実の摘示をしなくても「公然と」人を侮辱した場合、侮辱罪が成立すると規定する。

サイバースペースでも誹謗中傷がなされれば、被害者の社会的評価は十分に下落する。パソコン通信の掲示板、インターネットのホームページなどには公然性が認められるとされている。

それにもかかわらず匿名性や不特定多数性といった特性ゆえに、罪の意識もないまま、こうした発言がなされる機会が大変増えている。

ただし留意すべきは、こうした「名誉権」がしばしば「表現の自由」と対立関係にあるという点

である。名誉権を保障しようとするあまり、表現の自由に対して萎縮効果があってはならない。

ネットワークは双方向性をもったコミュニケーションの場である。そこでは即時的な反論が十分に可能であり、そうした手段による自己救済ができるはずである。ネットワークという場に国家権力を介入させず、反論を手段に自己の考えを主張していくことが望ましい。

なお、電子メールでの誹謗中傷発言には公然性の要件が欠落するので、名誉毀損・侮辱の問題にはならない。いわゆるネチケットの問題として各人の自覚に委ねられることになる。

3.2.2 名誉毀損と管理者責任

名誉毀損をめぐるのは、ニフティ事件が目される。この事件では、被害者が、加害者に加え、そのフォーラムのシスオペとニフティ株式会社の三者を相手取って、損害賠償と謝罪広告を請求した。そのため、ネットワークの管理・運営者の責任に関する事例として注目された。

名誉毀損に関し、アメリカでは書籍などの印刷物の内容について、出版事業者は著者と同じ責任を負うが、書店などの流通業者は原則的に責任を負わない。プロバイダーをどちらの性格ととらえるかについてはアメリカでも出版業者的にとらえる判決と流通業者的にとらえる判決に分かれている。

ニフティ事件の第一審は、シスオペには発言内容を常時監視したり探知したりする義務は無いと判断しながらも、原告ウ女史からの掲載削除の申出以前に必要な措置をとる義務があったとして、三被告に損害賠償の支払いを命じた。

しかし、名誉を毀損された者の対応としては、いくつかのものが考えられ、削除を求めるとは限らない。シスオペ側が相手からの請求を待たずに削除等の措置を講ずることは、かえって表現の自由との調和から疑問が残る。

3.3 ポルノグラフィー

3.3.1 猥褻に関する規制の難しさ

インターネットの普及に伴って急浮上してきた問題の一つにポルノグラフィーがある。しかし、インターネットの問題が出現する以前から、猥褻

に関する規制には難しい問題が潜んでいた。

第一に、そもそも猥褻物に関する犯罪は「被害者無き犯罪」であり、そのようなものまで処罰すべきなのかが問題となる。

第二に、そもそも「猥褻」の概念は非常に曖昧で判断基準が難しい。

第三に、表現の自由との関係で、「猥褻」の概念が曖昧であるが故に表現の自由が損なわれるようなことがあってはならない。

さらに、インターネットの国際性から来る難しさとして、国内法の適用範囲が問題となる。日本人が同じ猥褻画像を不特定多数の日本人に見せるため送信しても、どこから送信するか、蓄積するサーバがどこにあるかで日本法が適用されるかどうかが変わってくる可能性がある。

国際条約としての統一基準を策定できれば明瞭な解決策となろうが、事柄の性質上それは大変困難である。「猥褻」の概念は各国の宗教や習俗、社会通念などから規定されるため、そこに共通項を見いだすことはほとんど不可能である。ここから、「インターネットの猥褻は処罰になじまない」という考え方もでてくる。

表現の自由との調和を考える上でも、規制をむやみに強化するより、社会倫理についての自覚に任せるべき問題とも考えられる。

インターネット上でポルノグラフィーをめぐる問題としては以下のような点が上げられる。

1. 画像ファイルは、「物」と言えるのか。画像ファイルをサーバにおく場合、「猥褻図画公然陳列罪」が成立するのか。
2. 画像修正ソフト（マスク・ソフト）で修正してあった場合、マスクをはずすソフトのダウンロードサイトにリンクを張るなど、入手を容易にしてあるだけで公然陳列罪が成立するのか。
3. 猥褻罪に該当するページにリンクを張るだけで同罪の幫助となるのか。
4. 海外のサーバ上のホームページに猥褻な画像データを掲載したときにも日本の刑法が同じように適用されるべきか。

いずれの場合も、表現の自由との関係や、国際的文化の差異などに鑑み、行き過ぎた規制が行われないよう慎重な対処が望まれる。

4. 学生に対する意識調査

今回は、法的規制が問題となるような事例について、主に大学生を対象に規制を妥当と考えるかを調査した。

その結果、以下のような結論が得られた。

1. 学生であれば、規制の方向より人権と自由を尊重した解答に偏るであろう予想していた。しかし、実際の結果は規制を望む声も多かった。法学者たちが急速な規制への慎重論を唱える中、法的バランス感覚からみると、むしろ、もう少し表現の自由と人権保障を重んじる姿勢も必要ではないか。
2. 問題は規制した方がいいと言う意識があるが、なぜ実際に情報をめぐる問題が多発するのかである。調査は、ある程度、情報倫理教育を受けた学生を対象に行った。したがって、もっと情報倫理教育の普及が必要であるとも考えられる。しかし、一方で、倫理のレベルでの自覚よりは国家権力による規制に問題の解決を委ねようとする、あなたまかせな姿勢も感じられる。

まとめ

以上、情報をめぐる法的問題について概観した。この他にも、情報操作、個人情報保護、さらには多文化主義など、情報に関しては数多くの問題が内在する。プライバシー保護に関しては、従来の「私的生活に踏み込まれない権利」という消極的概念では足りず、「自らの情報を積極的にコントロールする権利」と、とらえ直されるにいたっている。

法の不備が問題となるようなケースでも、一様ではない。憲法上保障された基本的人権や法的安定性との抵触が比較的問題とならないようなケースでは、拡張解釈や立法化によってでも迅速に規制すべきであろう。情報の不正入手などはこの例である。しかし、猥褻など、本来、表現の自由と対立関係のあるケースでは、これを倫理のレベルにとどめ、個人の自覚に委ねることの方が望ましい。

最後に、参考文献の著者と、この分野に尽力されてこられた方々に心からの敬意を表したい。また、本稿の執筆にあたり、ご指導いただいた埼玉大学工学部情報システム工学科の三島健稔教授、ご協力いただいた日本大学理工学部的小林英恒教授、栗野俊一助手に心から感謝する。

参考文献

- (1) 東季彦監修：“著作権法”，学陽書房，1978年4月。
- (2) 菅野文友：“コンピュータ犯罪のメカニズム”，日科技連，1989年1月。
- (3) 小野昌延：“知的所有権”，有斐閣，1989年4月。
- (4) 前田雅英：“刑法各論講義”，東京大学出版会，1989年11月。
- (5) 情報処理振興事業協会編：“コンピュータウィルスのおはなし”，日本規格協会，1992年3月。
- (6) 小野昌延：“知的財産法入門”，有斐閣，1994年4月。
- (7) 菊地豊彦：“情報セキュリティ概論”，コロナ社，1994年11月。
- (8) D. Russel・G.T. Gangemi：“コンピュータセキュリティの基礎”，山口英監訳 アスキー出版局，1994年12月。
- (9) 後藤玉夫他：“情報倫理概論”，私立大学情報処理教育協会，1995年5月。
- (10) 岡村久道・近藤剛：“インターネットの法律実務”，新日本法規，1997年5月。
- (11) 山下幸夫：“インターネット法律問題Q & A集”，情報管理，1997年8月。
- (12) 夏井高人：“インターネットの法律実務”，日本評論社，1997年9月。
- (13) 上園忠弘・三島健稔：“研究室内計算機システム運用規範思案”，信学技報FACE97-17, pp.1-5, 電子情報通信学会，1997年12月。
- (14) 南雲浩二・上園忠弘・三島健稔：“電子計算機運用規則における罰則規定の問題点について”，信学技報FACE97-25, pp.27-32, 電子情報通信学会，1998年3月。
- (15) 鳥居壮行：“情報セキュリティ”，オーム社，1998年4月。
- (16) 高橋和之・松井茂記編：“インターネットと法”，有斐閣，1999年3月。